

令和 3 年度 不育治療費等助成金

評価表 NO.

13

所管部課名	市民健康課	担当者	下 菌					
事業費名称	子育て医療等助成事業費							
根拠法令	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
令和 3 年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	一般財源 200 千円	その他 千円	その他の内容			
令和 2 年度 予算額	300 千円	千円	300 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	不育治療者の妊娠件数		申請者と同数		令和 8 年度			
成果指標②	不育治療者の出生者数		申請者と同数		令和 8 年度			
補助対象者	薩摩川内市に 3 か月以上住所を有し、不育治療をしている夫婦で保険加入と市税等滞納がない者							
補助対象経費	不育治療に係る治療費等 甕地域在住で不育治療を実施している夫婦に係る旅費（船賃）と宿泊費							
補助対象事業・活動の内容	少子化対策の一環として、不育治療を受けている夫婦に対して当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	1 年度あたり 1 0 万円が上限							
上記項目の積算方法	（自己負担額）×1／2＝助成額（1 0 0 円未満切捨て）							
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年事業の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0. 0%	0		0	0. 0%
		会費収入		0. 0%				0. 0%
		事業収入		0. 0%				0. 0%
		寄付金・その他助成		0. 0%				0. 0%
		市補助金	38, 100	33. 3%			27, 200	33. 3%
		自己負担	76, 480	66. 7%			54, 420	66. 7%
		（前年度繰越金）		0. 0%				0. 0%
		計	114, 580	100. 0%	0		81, 620	100. 0%
	支出	事業費		0. 0%				0. 0%
		人件費		0. 0%				0. 0%
		その他事務費		0. 0%				0. 0%
		治療費（補助対象者計）	114, 580	100. 0%			81, 620	100. 0%
				0. 0%				0. 0%
				0. 0%				0. 0%
		（翌年度繰越金）		0. 0%				0. 0%
		計	114, 580	100. 0%	0		81, 620	100. 0%
支出計/前年度支出計				0. 0%				
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0. 0%				0. 0%		
交付件数		2		0		1		
成果指標の推移①		2				1		
成果指標の推移②		3				1		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】市ホームページ、県指定医療機関への制度案内通知 【費用対効果】子どもを産み育てやすい環境づくり 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	不育治療後、出産すれば少子化対策につながる
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	不育治療費は一部の治療が保険がきかず高額のため、経済的負担の軽減につながっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	不育治療後、出産すれば少子化対策につながる
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	妊娠を希望する人々を行政が支援するものであり、妥当である。 少子化対策の一環でもある。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	政策としては、令和3年度より国が不育治療の助成制度を拡充した。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	令和3年度より国が不育の助成を開始する。薩摩川内市は平成24年度より実施しており、年間の件数は少ないが、出産につながっている。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 令和3年より国が不育治療の助成を実施している。その動向により補助金の見直しが必要と考えられる。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市不育治療費等助成金交付要綱

平成 24 年 3 月 29 日

告示第 200 号

改正 平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 156 号

平成 26 年 3 月 28 日告示第 139 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、不育治療費等助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、少子化対策の一環として、不育治療を受けている夫婦に対して、当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てやすい環境づくりに資することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者は、第 6 条に規定する助成金の申請時において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 74 条の規定による婚姻の届出をしている夫婦で、医師により不育症と診断され、不育治療を受けていること。

(2) 本市に居住し、3 箇月前から引き続き、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

(3) 次に掲げる医療保険各法における被保険者又は組合員若しくは被扶養者であること。

ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(4) 市税等の滞納がないこと。

(5) 配偶者が前 2 号の要件を満たしていること。

(対象となる治療等)

第4条 助成の対象となる治療は、医師による不育治療とする。

2 助成の対象となる治療費は、前項の不育治療に要した費用のうち、自己負担となる費用（入院費、食事代等直接治療に関係のない費用を除く。以下「自己負担額」という。）とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次に掲げる額の合計額とし、当該合計額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(1) 前条第2項に規定する自己負担額に2分の1を乗じて得た額

(2) 前条第1項に規定する不育治療を受けるために要した甑各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（当該不育治療1回当たり往復5,800円を上限とする。）

2 前項の規定による助成金は、同一夫婦について、1年度当たり10万円を限度とし、1妊娠につき連続して5年間交付を受けることができる。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不育治療費等助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、医療機関の発行する不育治療受診等証明書（様式第2号）その他関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 申請書を提出する月（以下「申請月」という。）は、4月、8月及び12月とする。

3 第1項の申請は、不育治療を受けた日の翌日から起算して8箇月を経過する日の属する月の末日までの申請月にしなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い、助成の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その旨を不育治療費等助成金交付決定通知書（様式第3号）又は不育治療費等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により、助成金の交付を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(成果)

第9条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、子どもを産み育てやす

い環境の整備とする。

（見直しの期間）

第 10 条 助成金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 11 条 助成金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、妊娠件数及び出生者数を指標に用いて測定するものとする。

（助成金の交付を受けた者の責務）

第 12 条 助成金の交付を受けた者は、本市の母子保健政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による助成は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第 3 条の要件を満たす者が、施行日（当該要件を満たす日が施行日後であるときは当該要件を満たす日）以後に受けた不育治療から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号）

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 156 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日告示第 139 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 26 年 4 月 2 日以後に生じた助成の対象となる経費から適用し、同日前に生じた助成の対象となる経費に対する助成金の額については、なお従前の例による。